

## 議案第130号

宝塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

資料1 宝塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の概要

### 1 改正の概要

選挙における期日前投票所の投票管理者及び投票立会人に係る報酬の規定を整理し、開設時間等に応じて弾力的に報酬額を定めることができるよう、条例の一部を改正しようとするものである。

### 2 改正の理由

公職選挙法の改正により、期日前投票所については、当該市町村の選挙管理委員会が設ける期日前投票所の数が2以上である場合（午前8時30分から午後8時までの間において、いずれか1以上の期日前投票所が開いている場合に限る。）においては、期日前投票所を開く時刻を2時間以内の範囲内において繰り上げ若しくは当該時刻を繰り下げ、又は期日前投票所を閉じる時刻を繰り上げ若しくは当該時刻を2時間以内の範囲内において繰り下げることができることとされている。

本市における期日前投票所については、市選挙管理委員会が指定するもの（開閉時間を午前8時30分から午後8時までとする2箇所）及びそれ以外の期日前投票所（開設時間を午前9時から午後5時15分までとする4箇所）の2種類とし、それぞれについて、条例により投票管理者及び投票立会人の報酬額を定めているものである。

法改正により、期日前投票所について開閉時間が弾力的に運用できることとなったことから、今後の期日前投票所の弾力的な運用に備え、条例の規定における報酬額について整理し、基準となる午前8時30分から午後8時の開閉時間の期日前投票所の投票管理者及び投票立会人についての報酬額を定めるとともに、開閉時間が異なる場合等については、当該報酬額を基礎として、開閉時間等に応じて選挙管理委員会が定める額とする規定としようとするものである。

### 3 施行期日

公布の日から施行する。